

第1節 最重点施策

大阪府は、障がい者の自立と社会参加に向け、様々な取組みを進めていきますが、特に次の3つの分野を最重点施策として、引き続き強力的に推進します。

1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

入所施設や精神科病院からの地域生活への移行は、生活の場を移すための支援だけでなく地域での生活づくりの支援であり、障がい者が地域社会の一員として、地域とつながりを持ちながら豊かに暮らしていく第一歩であり、施設や病院においても地域との連携が進められてきたところです。しかしながら、長期に亘る入所や社会的入院の状態にあった障がい者の中には、地域での暮らしを具体的にイメージすることができず、その結果、地域での暮らしを希望できない状況であることも考えられます。

行政などからの働きかけがないままに入所等の状態が継続されるのではなく、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて地域生活のイメージを分かりやすく示したり、具体的に地域での生活のイメージができるよう体験の取組みを実施しながら、一人ひとりの状態や今後の希望を適切に把握した上で、地域移行を推進し、地域での暮らしを実現していかなければなりません。

一方で、障がい者が地域で希望する暮らしを実現するためには、住まいの場となるグループホームをはじめ、日々の暮らしに必要な障がい福祉サービスを質・量ともに確保することが必要です。また、80歳代の高齢者の親と50歳代の障がいのある子だけで暮らしている、いわゆる「8050問題」などの課題を解消し、障がい者とその家族等が、地域で安心して暮らしていくための環境づくりが重要です。

大阪府では、引き続き最重点施策として入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を推進しつつ、地域のあらゆる人々が協力し、入所施設をはじめ、社会インフラがその役割と機能を発揮し、有機的に連携することにより、地域全体で支えながら障がい者が自ら希望する生活を実現していく社会をめざします。

2. 障がい者の就労支援の強化

障がい者が自ら希望するところで働き、収入を得て、より豊かで充実した暮らしができるようになることは、障がい者の自立と社会参加にとって大変重要です。障がい者の自立やともに生きる社会の実現に向けて、安定した生活を支える大きな要素の一つとなる就労支援は不可欠なものであり、引き続き大阪府の障がい福祉施策における重点施策

に位置付け、障がい者が嫌な思いをせずに希望するところで働くことができるような環境づくりや就労支援を行うとともに、就労後の職場定着や生活の安定に向けた取組みを強化していきます。

とりわけ、大阪府では 20 年以上にわたり、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携の下に、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者等の雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取組みとして「行政の福祉化」に先駆的に取り組んできたところであり、今後さらなる充実を図っていきます。

就労支援、就労定着支援においては、障がい種別等に応じた働く上での様々なニーズに対応できる職場環境の確保やサポートの充実が必要です。一人ひとりに寄り添った支援を行い、障がい者が働くことのできる職場の拡大や、通勤・就業時の支援の充実など、幅広く、障がい者の生活の質の向上に寄与する就労施策の推進を図っていきます。

3. 専門性の高い分野への支援の充実

専門性の高い分野への支援の充実については、従来、十分に支援が行き届いていなかった方々も幅広く「障がい者」として捉え、必要な支援を行っていく必要があります。とりわけ高次脳機能障がい者や発達障がい児者、医療的ケアが必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等、難病患者などへの支援について引き続き重点的に取り組んでいきます。

発達障がい児者に対するライフステージに応じた切れ目のない支援については、発達障がい児者支援プランを本計画と一体的に整理し、今後さらなる取組みを展開していきます。

また、障がい者の重度化・高齢化、いわゆる「8050 問題」などの複合化した課題等に対応していくために、障がい福祉と高齢者福祉・介護などの他制度との連携や、福祉と保健医療や教育などの関係部局や関係機関との連携・協働も強化していきます。

なお、第4次計画においては、高次脳機能障がい者や発達障がい児者、医療的ケアが必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等、そして障害者総合支援法の対象に含まれていなかった難病患者などへの支援を対象とした施策として「施策の谷間にあった分野」という表現を用いていましたが、その後の関係法令の改正などを踏まえ、本計画からは「専門性の高い分野」という表現を用いることとしています。